

つくばみらい市告示第31号

つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8年 3月 10日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年つくばみらい市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) サービス・活動事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）

(ア) 従前相当サービス

(イ) サービス・活動A

(ウ) サービス・活動C

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）

(ア) 従前相当サービス

(イ) サービス・活動A

(ウ) サービス・活動C

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防ケアマネジメントA

(イ) 介護予防ケアマネジメントB

(ウ) 介護予防ケアマネジメントC

第4条第1号中「介護予防訪問介護相当サービス」を「訪問型従前相当サービス」に改め、同条第2号中「訪問型サービスA」を「訪問型サービス・活動A」に改め、同条第3号中「訪問型サービスC」を「訪問型サービス・活動C」に改め、同条第4号中「介護予防通所介護相当サービス」を「通所型従前相当サービス」に改め、同条第5号中「通所型サービスA」を「通所型サービス・活動A」に改め、同条第6号中「通所型サービスC」を「通所型サービス・活動C」に改める。

第5条中「市長は、」及び「（指定事業者による場合に限る。）」を削り、「その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を「第3条第1項第1号ア（イ）」

に規定するサービスについて委託によりサービスを提供した場合の額は、別表第2中同サービス単独型に掲げる単位（1月あたりの限度額が定められている場合であっても1回あたりの単位数に利用回数に乗じて得た単位とする。ただし、1月あたりの利用回数の上限は限度額に係る回数とする。）に、別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額の範囲内で、契約により定める額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第6条第1項中「（指定事業者による場合の利用者に限る。）」を削り、「利用料」の次に「（第3条第1項第1号ア（イ）に規定するサービスについて、市から委託された事業者よりサービスの提供を受ける場合は、別表2中同サービス単独型に掲げる単位（1月あたりの限度額が定められている場合であっても1回あたりの単位数に利用回数に乗じて得た単位とする。ただし、1月あたりの利用回数の上限は限度額に係る回数とする。）に、別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額の範囲内で、契約により定める額から前条の規定により算定した額を差し引いた額）」を加える。

第8条第1項中「介護予防訪問介護相当サービス」を「指定事業者が実施する訪問型サービス・活動事業」に、「介護予防通所介護相当サービス」を「通所型サービス・活動事業」に改め、同条に次の7項を加える。

- 3 被保険者が、高額介護予防サービス費相当事業を受けようとするときは、様式第1号に被保険者証を添えて、市長に申請するものとする。
- 4 市長は、新たに高額介護予防サービス費相当事業の支給対象となった被保険者で、前項の申請を行っていない者に対し、様式第2号により、その旨を通知するものとする。
- 5 高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る申請は、つくばみらい市介護保険条例施行規則第23条の2第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 市長は、高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る申請があった場合は、様式第3号により、申請者の年度における自己負担額を証明するものとする。
- 7 市長は、第1項の支給又は不支給を決定したときは、速やかに様式第4号又は第5号により当該被保険者に通知するものとする。
- 8 市長は、第3項の規定による申請等について、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 9 第3項に規定する申請等については、つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第8号）第3条第1項から第3項まで並びにつくばみらい市長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第11号）第3条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定を準用する。

別表第1中

「

介護予	訪問型サービス	介護予防訪問介	法第115条の45	要支援者及び事
-----	---------	---------	-----------	---------

防・生活 支援サ ービス 事業	(第1号訪問事 業)	護相当サービス	第1項第1号イに規 定する第1号訪問事 業のうち、医療介護総 合確保推進法第5条 による改正前の第8 条の2第2項に規定 する介護予防訪問介 護（以下この表におい て「旧介護予防訪問介 護」という。）に相当 する訪問型サービス	業対象者のう ち、介護予防ケ アマネジメント で事業の利用が 必要である者
		訪問型サービス A	主に雇用されている 労働者により提供さ れる訪問型サービス であって、旧介護予防 訪問介護に係る基準 よりも緩和した基準 によるサービス	要支援者及び事 業対象者のう ち、介護予防ケ アマネジメント で事業の利用が 必要である者 （認知症等の専 門的支援が必要 な者を除く。）
		訪問型サービス C	保健・医療の専門職に より提供される訪問 型サービスであって、 3ヶ月から6ヶ月の 短期間で行われるサ ービス	要支援者及び事 業対象者のう ち、介護予防ケ アマネジメント で事業の利用が 必要である者
	通所型サービス (第1号通所事 業)	介護予防通所介 護相当サービス	法第115条の45 第1項第1号ロに規 定する第1号通所事 業のうち、医療介護総 合確保推進法第5条 による改正前の法第 8条の2第7項に規 定する介護予防通所 介護（以下この表にお いて「旧介護予防通所 介護」という。）に相 当する通所型サービ ス	

	通所型サービス A	主に雇用されている労働者等により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス	
	通所型サービス C	保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、3ヶ月から6ヶ月の短期間で行われるサービス	
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメントA	介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者

」を

「

サービス・活動事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	従前相当サービス	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の第8条の2第2項に規定する訪問型従前相当サービス（以下この表において「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する訪問型サービス	要支援者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
		サービス・活動A	主に雇用されている	要支援者及び事

		労働者により提供される訪問型サービスであって、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス	業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者（認知症等の専門的支援が必要な者を除く。）
	サービス・活動C	保健・医療の専門職により提供される訪問型サービスであって、3ヶ月から6ヶ月の短期間で行われるサービス	要支援者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
通所型サービス (第1号通所事業)	従前相当サービス	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する通所型従前相当サービス（以下この表において「旧介護予防通所介護」という。）に相当する通所型サービス	
	サービス・活動A	主に雇用されている労働者等により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス	
	サービス・活動C	保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、3ヶ月から6ヶ月の短期間で行われるサービス	

	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメントA・ケアマネジメントB・ケアマネジメントC	介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者
--	---------------------------	-------------------------------	---	--

」に

改める。

別表第2中

「

介護 予 防・ 生活 支援 サー ビス 事業	訪問 型サ ービ ス(第 1号 訪問 事業)	介護予防 訪問介護 相当サー ビス	要支援1・	週1回程度の場合	国が示す 基準と同 様
			2・事業対象 者	287単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は1,176単位	
			要支援1・	週2回程度の場合	
		2・事業対象 者	287単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は2,349単位		
		要支援2・事 業対象者	週2回を超える程度の場合 287単位/回(月12回まで)※ 月13回以上の限度額は3,727 単位		
		訪問 型サ ービ スA	一体 型	要支援1・	
	2・事業対象 者	247単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は1,011単位			
	要支援1・	週2回程度の場合			
	2・事業対象 者	247単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は2,020単位			
要支援2・事 業対象者	週2回を超える程度の場合 247単位/回(月12回まで)※ 月13回以上の限度額は3,205 単位				
単独 型		要支援1・	週1回程度の場合		
2・事業対象 者	201単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は823単位				
		要支援1・	週2回程度の場合		

			2・事業対象者	201単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は1,644単位	
			要支援2・事業対象者	週2回程度の場合 201単位/回(月12回まで)※月13回以上の限度額は2,609単位	
通所型サービス(第1号通所事業)	介護予防通所介護相当サービス	一体型	要支援1・事業対象者	436単位/回(月4回まで)※月5回以上の限度額は1,798単位	国が示す基準と同様
			要支援2・事業対象者	447単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は3,621単位	
	サービスA	一体型	要支援1・事業対象者	384単位/回(月4回まで)※月5回以上の限度額は1,582単位	市が別に定める
			要支援2・事業対象者	393単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は3,186単位	
			単独型	要支援1・事業対象者	
要支援2・事業対象者	291単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は2,354単位				
介護予防ケアマネジメント			要支援1・2・事業対象者	442単位	国が示す基準と同様

」を

「

サービス・活動事業	訪問型サービス(第1号訪問事業)	従前相当サービス	要支援1・2・事業対象者	週1回程度の場合 287単位/回(月4回まで)※月5回以上の限度額は1,176単位	国が示す基準と同様
			要支援1・2・事業対象者	週2回程度の場合 287単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は2,349単位	
			要支援2・事業対象者	週2回を超える程度の場合 287単位/回(月12回まで)※月13回以上の限度額は3,727単位	
	サービス・活動A	一体型	要支援1・2・事業対象者	週1回程度の場合 247単位/回(月4回まで)※月5回以上の限度額は1,011単位	市が別に定める
			要支援1・2・事業対象者	週2回程度の場合 247単位/回(月8回まで)※月9回以上の限度額は2,020単位	

			要支援2・事業対象者	週2回を超える程度の場合 247単位/回(月12回まで)※ 月13回以上の限度額は3,205 単位	
		単 独 型	要支援1・事業対象者	週1回程度の場合 201単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は823単位	
			要支援1・事業対象者	週2回程度の場合 201単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は1,644単位	
			要支援2・事業対象者	週2回程度の場合 201単位/回(月12回まで)※ 月13回以上の限度額は2,609 単位	
	通所型サービス(第1号通所事業)	従前相当サービス	要支援1・事業対象者	436単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は1,798単位	国が示す 基準と同 様
			要支援2・事業対象者	447単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は3,621単位	
		サー ビ ス ・ 活 動 A	一体型 要支援1・事業対象者	384単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は1,582単位	市が別に 定める
			要支援2・事業対象者	393単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は3,186単位	
			単 独 型 要支援1・事業対象者	305単位/回(月4回まで)※月 5回以上の限度額は1,259単位	
			要支援2・事業対象者	291単位/回(月8回まで)※月 9回以上の限度額は2,354単位	
	介護予防ケアマネジメント		要支援1・事業対象者	442単位	国が示す 基準と同 様

」に

改める。

別表第3中

「

介護予 防・生活支 援サービ ス事業	訪問型サービス(第1号訪問事業)	介護予防訪問介護相当サービス		10,21円
		訪問型サービスA	一体型	
	単独型			
	通所型サービス(第1号通所事業)	介護予防通所介護相当サービス		
通所型サービスA		一体型		
	単独型			

」を

「

サービス・活動事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	従前相当サービス		10,21円
		サービス・活動A	一体型	
	通所型サービス（第1号通所事業）		従前相当サービス	
		サービス・活動A	一体型	
			単独型	

」に

改める。

別表第4中

「

介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	介護予防訪問介護相当サービス	別表第2のサービスの種類ごとに、別表第2に定める単位数及び加算に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
		訪問型サービスA	
		訪問型サービスC	
	通所型サービス（第1号通所事業）	介護予防通所介護相当サービス	別表第2のサービスの種類ごとに、別表第2に定める単位数及び加算に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
		通所型サービスA	
		通所型サービスC	
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメントA	無料	

」を

「

サービス・活動事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	従前相当サービス	別表第2のサービスの種類ごとに、別表第2に定める単位数及び加算に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
		サービス・活動A	
		サービス・活動C	無料

通所型サービス (第1号通所事業)	従前相当サービス サービス・活動A	別表第2のサービスの種類ごとに、別表第2に定める単位数及び加算に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
	サービス・活動C	無料
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	ケアマネジメント A・ケアマネジメント B・ケアマネジメント C	無料

」に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書

フリガナ		保険者番号							
被保険者氏名		被保険者番号							
		生年月日							
住所	電話番号								
本人支払額	円								
備考									
つくばみらい市長 様 前のおり高額介護予防サービス費相当事業費の支給を申請します。 年 月 日 〒 申請者 住所 氏名 電話番号 個人番号 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。									

		氏名	生年月日	介護保険の被保険者の場合															
				被保険者番号															
				個人番号															
世帯構成	世帯主																		
	世帯員																		

注意 ・今回の支給以降、高額介護予防サービス費相当事業費が支給される場合、申請手続は不要となります。
 ・給付制限を受けている方については、高額介護予防サービス費相当事業費の支給ができない場合があります。

高額介護予防サービス費相当事業費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する																			
口座振込 依頼欄		銀行 信用金庫 農協 ()		本店 支店 ()		種目		口座番号												
		金融機関コード		店舗番号		1 普通 2 当座預金 3 その他 ()														
		ゆうちょ銀行	記号				番号													
		フリガナ																		
		口座名義人																		

市記入欄

区分	世帯集約番号	給付制限状況	備	考
1 単独 2 合算		有・無 給付割合 割		

--

つくばみらい市長

印

高額介護予防サービス費相当事業費支給のお知らせ

次のとおり、高額介護予防サービス費相当事業費の支給対象となる予定ですのでお知らせします。

保 険 者 番 号		フリガナ	
		被 保 険 者 氏 名	
被 保 険 者 番 号		生 年 月 日	
サービス提供年月			
自己負担金額		支給（予定）金額	
備 考			

自己負担上限額			
世帯員	被 保 険 者 番 号	被 保 険 者 氏 名	利用者負担金額

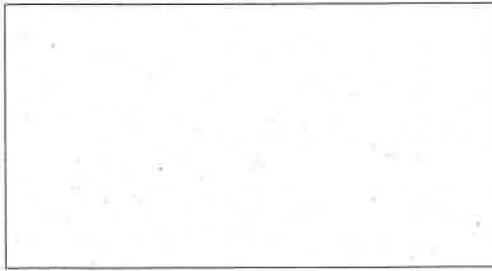
支給を希望する場合は、「高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書」を以下宛てに提出してください。

(お問合せ先)

つくばみらい市●●部●●課

住 所

電話番号



介護保険（総合事業）自己負担額証明書

次のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		証明対象年度	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		被保険者番号	
対象となる計算期間	～		
計算期間において被保険者であった期間	～		
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳～74歳の者に係る自己負担額	摘要
年 8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
年 1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
計			
年 月 日			
〒			
電話番号		つくばみらい市長 印	

【保険者連絡用】

(お問合せ先)
 つくばみらい市
 住 所
 電話番号
 メール

(計算結果送付先)
 住 所
 電話番号

【医療保険者向け連絡事項】

・この証明書は、高額医療合算介護予防サービス費相当の支給額計算を行うために使用するものであるため、計算基準日時点の介護保険者に原本を提供して下さい。

・当該証明書記載の自己負担額は、医療保険者が行う支給額計算に含めないで下さい。



つくばみらい市長

印

高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
サービス提供年月			
決定年月日			
給付の種類			
支給可否			
本人支払額		支給金額	
不支給の理由			
備考			
振込口座	金融機関		
	口座種目	口座番号	
	口座名義人		
振込予定日			
窓口払	お持ちいただくもの	支払場所	
		支払期間	

（お問合せ先）

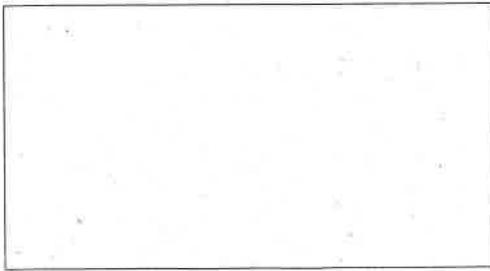
審査請求

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、つくばみらい市に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、つくばみらい市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



つくばみらい市長

印

高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給(不支給)決定通知書

年 月 日に申請のありました高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名		
計算対象期間	～					
申請年月日				決定年月日		
計算対象期間中の自己負担額の合計額				支給金額		
給付の種類						
支給可否						
不支給の理由						
備考						
振込口座	金融機関					
	口座種目			口座番号		
	口座名義人					
振込予定日						
窓口払	お持ちいただくもの			支払場所		
				支払期間		

(お問合せ先)

審査請求

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、つくばみらい市に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、つくばみらい市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。